

# 1130” 県民運動ライフスポーツ推進事業（機会提供）実施上の留意事項

## 1 提出書類

- (1) 事業開始前
  - 事業実施意向調査回答
  - 補助金交付申請書
  - 事業計画書
  - 収支予算書
  - 補助金請求書
- (2) 事業終了時（終了後30日以内または平成29年3月10日）
  - かがみ文（要押印、補助金交付申請書と同一の印とする）
  - 事業報告書
  - 収支決算書
  - アンケート集計表
  - 参考資料（活動を記録した写真、事業のしおり・名簿等）

## 2 事業実施の流れ

- (1) 補助金交付団体説明会  
↓  
平成28年2月10日（水）  
KIRISHIMA ツワブキ武道館
- (2) 意向調査回答 各団体から県へ  
↓  
平成28年3月4日（金）必着  
※期日厳守！締切を過ぎた場合は受け付けませんのでご留意ください。
- (3) 補助金交付内示 県から各団体へ  
↓  
補助金交付決定の内示があった団体は申請手続きへ  
（意向調査審査後：平成28年3月18日頃）  
※内定通知があった法人は、納税証明書と特別徴収実施確認・開始誓約書を早めに準備しておいてください。  
※申請書様式等も送付
- (4) 申請書の提出 各団体から県へ  
↓  
平成28年4月8日（金）必着  
（要押印、任意団体の場合は代表者の私印が必要）
  - 補助金交付申請書
  - 事業計画書
  - 収支予算書
  - 補助金請求書※日付無しで申請書とともに提出
- (4) 交付決定通知 県から各団体へ  
↓  
補助金の交付決定（平成28年5月）  
（知事名で文書が届きます、大切に保管してください）
- (5) 事業開始 各団体で実施  
↓  
※4月から事業は実施できます。
- (6) 補助金の交付 県から各団体へ  
↓  
請求書に記載された口座へ補助金を交付します。（5月予定）
- (8) 事業終了 各団体  
↓  
事業成果のまとめ
- (9) 報告書の提出 各団体から県へ  
↓  
所定の様式で報告書を県へ提出してください。（事業終了後30日以内、最終提出期限は3月10日）
- (10) 確定の通知 県から各団体へ  
↓  
概算で交付した補助金額の確定  
（知事名で文書が届きます、大切に保管してください）

### 3 予算科目について

科目	内 容
旅費	○ 事業に伴う講師、指導者、託児協力者の交通費（公共交通機関での実費相当額）・宿泊費とする。
報償費	○ 事業に伴う講師、託児協力者の謝金とする。 ○ 講師謝金は上限を県外講師 1 回 10,000 円、県内講師 1 回 5,000 円程とする。 ○ 指導者への謝金については、各団体の負担金から支出する。
需用費	○ 競技用消耗品費、事務用消耗品費、印刷製本費、写真印刷代とする。 ○ 事業で使用する消耗品は 1 品の単価が 2 万円未満とし、この事業で使用するものとする。
役務費	○ 通信運搬費 ○ 振り込み手数料等 ○ 傷害保険料
使用賃借料	○ 会場借上料 ○ 競技用具使用料

### 4 書類記入上の留意点

- (1) 各団体ごとに事業計画書（報告書）、収支予算書（決算書）を作成し、提出期限内に提出してください。
- (2) 領収書の提出は必要ありませんが、事業終了後 5 年間は保存が必要です。スポーツ振興課及び各団体は県の監査の対象となります。
- (3) **食糧費は認められません。**
- (4) 科目のバランスを考慮し、予算額を配分してください。記入例を参照
- (5) 収入の部は、補助金のみ又は補助金＋負担金で実施をお願いします。
- (6) 事業時の記録写真を必ず提出してください。
- (7) 経費の支出に当たっては、事業の趣旨を踏まえた支出をお願いします。不明な点があれば、スポーツ振興課に御相談ください。
- (8) 旅費における『指導者』とは、事業内において指導する者で原則として補助金交付団体内部の者とし、**『講師』は補助金交付団体外部の者**とします。
- (9) 事業終了後 30 日以内に事業実績報告書を提出してください。
- (10) 申請時の科目と報告時の科目は、なるべく同じようになるように事業を行ってください。
- (11) 申請時及び報告時の印鑑は全て**同じ印**を使用してください。
- (12) 申請書類等は期日をそろえてください。
- (13) 事業の経費の支払いが全て終了して事業終了となります。
- (14) この事業では、指導者の資質向上や指導者育成などを対象とした事業は認められません。
- (15) 事業に係る領収書の宛先は「各団体宛」名称をお願いします。
- (16) 県からの通知文や領収書などの会計書類は、県の監査時の重要書類です。確実に保管しておいてください。
- (17) 教職員への講師・指導者としての謝金は認められません。

### 5 その他

- 1130 体操を準備運動等に組み込んでください。
- 宮崎県ウォーキングスマートフォンアプリ「SALKO」の活用と広報をお願いします。
- 次年度の事業の充実を図るため、年度末（2 月）に本事業の実践報告会を開催します。
- 補助金交付団体から 1～2 名を「ひむか健康づくり県民運動推進員」として委嘱し、研修会を 9 月に開催します。